

# ～能登半島地震被災地支援～ 荒木秀夫入学援助基金（小・中学校）募集要項

2024年2月吉日

公益財団法人公益推進協会

佐川急便の元代表取締役社長の荒木秀夫様からのご寄付をもとに、令和6年能登半島地震で被害を受け、生活が困窮し、子の入学にかかる費用の捻出が困難となっている家庭を対象に、小・中学校入学援助金を給付します。該当する方はご応募ください。

## 入学援助金の支給額

小学校・中学校入学 10万円/人

## 採用人数

子が小学校又は中学校に入学する者・・・合計100名程度

## 募集期間（WEB応募）

2024年2月1日（木）～2024年3月4日（月）17:00

※募集を継続する場合は、別途当財団ホームページでお知らせします。

## 応募資格

令和6年能登半島地震の被害を受け、生活が困窮状態にあり、子の入学にかかる費用の捻出が困難となっている家庭で下記すべてに該当する者

- (1) 令和6年能登半島地震による被害(罹災証明で全壊、大規模半壊、半壊であること)を受けたこと
- (2) 石川県で能登半島地震の災害救助法の適用地域に住所を有する又は有していたこと  
(金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町)
- (3) 2024年4月に親権を持つ子が学校教育法に基づく小学校又は中学校に入学すること
- (4) 援助金を子に関連の無い趣味や娯楽等に使用しないと誓約出来ること

※(1)及び(2)は罹災証明書により判断します。

## 応募手続

応募フォーム（<https://forms.gle/jWZxyrH5bjRpWCcb8>）に下記書類を添付し、応募してください。

※応募にはGoogleアカウントが必要となりますので、事前に用意してください。

1. 市区町村役場で手続きが必要な書類

- ① 罹災証明書 または 罹災証明の発行手続き申請書類一式のコピー

【提出する罹災証明書の要件】

・罹災原因：令和6年能登半島地震



応募フォーム

・被災住家の所在地：石川県金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

・罹災の程度：全壊、大規模半壊、半壊

※被災住家は自宅（日常的に居住している住居）であること

## ② 住民票謄本

・世帯全員（家族全員）が記載されている「住民票の写し」

発行から6か月以内、本籍地及び個人番号は省略してください。

※応募書類に不備不足がある場合、選考の対象とならない場合がありますのでご注意ください。

※応募書類は採否に関わらず返却いたしません。

※2人以上の子の入学援助金を応募する場合は、まとめて応募してください。（2回応募する必要はありません。）

## □選考方法及び通知

当財団の選考委員会において厳正に書類選考し、常任理事会で決定します。

選考結果は3月下旬を目処に申請者に文書もしくは電子メールで通知します。

※選考の経過及び採否の理由については公表いたしません。

## □援助金の給付

通知後2週以内に保護者本人又は子名義の指定口座へ一括で振り込みます。なお、振込手数料は当基金が負担します。

## □援助金使途と義務

本援助金はお子様の「入学」に関する費用に使ってください。

上述の使途以外に使用しないことを誓約頂ける方のみ支給します。

また、保護者は子が学校に入学または入学援助金の受給後、すみやかに「寄付者宛てのお手紙」を提出してください。※提出時期は被災状況を考慮しますが、半年を目安に提出をお願いします。

## □援助金の返還事由

以下に該当するときは、援助金の返還を求める場合があります。

1. 偽りの申請、その他不正な手段によって給付を受けたとき又は入学しなかったとき
2. 援助金を使途に定めるもの以外に使用したとき又は援助金使途の報告の求めに応じなかったとき

## □個人情報の取り扱い

取得した個人情報は、本援助金に係る目的や子と保護者の生活支援に係る目的のみ使用いたします。

**【この入学援助金の問い合わせ・応募先】** 問い合わせ対応時間：平日 10：00～17：00

公益財団法人公益推進協会 ～能登半島地震被災地支援～ 荒木秀夫入学援助基金担当

〒105-0004 東京都港区新橋 6-7-9 新橋アイランドビル 2階

TEL：03-5425-4201 e-mail：info@kosuikyo